

○大阪府流域下水道事業用地の貸付方針及び貸付条件(対象)について

大阪府では、将来的な施設の建替え用地など、当面使用しない下水道用地について、貸付を実施しています。貸付方針や貸付条件については、以下のとおりです。

【下水道事業用地の貸付方針】

処理場内等の未整備用地は、処理施設等の改築更新用地として将来的に必要となることから、基本的に売却は行わず、民間企業者等へ貸付を行うことで自主財源を確保し、流域下水道事業経営へ寄与することとします。

【貸付の条件(対象)】

- ① 国費が投じられた土地については、補助金適正化法に基づく財産処分(目的外使用)承認がなされる用途に使用する施設であること。
- ② 政治的用途又は宗教的用途に使用する施設でないこと。
- ③ 周辺の道路、建築物等を汚損し、若しくは損傷するおそれのあるもの又は周囲に飛散するおそれのあるものを取り扱う施設でないこと。
- ④ 可燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、また設置する施設でないこと。
- ⑤ 悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染、有毒ガスなど近隣環境を損なうと予想される用途に使用する施設でないこと。
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に定める廃棄物処分量の許可等(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)の許可を含む)を要する施設でないこと。
- ⑦ 土壌汚染対策法(平成 14年法律第 53号)に基づく汚染土壌処理業の許可を要する施設でないこと。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの(原則として営業 時間を問わない。))を含む。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(例:成人向けDVDショップ等)の用途に使用する施設でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているもの 事務所その他これらに類するものなどの公序良俗に反する用途又は同号に規定する暴力団の利益 になり、若しくはそのおそれがあると認められる用途に使用する施設でないこと。
- ⑩ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の関係 法令及び要綱等に違反する用途に使用する施設でないこと。
- ⑪ 公序良俗に反する用途、その他、住宅の用に供する等大阪府が使用内容として適当でないと判断した用途に使用する施設でないこと。
- ⑫ 第三者をして、②から⑪までのいずれかの用途に使用させないこと。

貸付予定案件については、随時、大阪府下水道室ホームページに掲載予定です。その他ご不明な点があれば、下記お問合せ先にご連絡ください。

お問合せ先

下水道室 経営企画課 企画グループ 06-6944-6960(内線 3960)